

【用語の解説—矯正統計年報】

1 刑務所・拘置所等(共通)

| 用 語 | 解 説 |
|----------|--|
| 施設名 | 「(医療)」は医療刑務所を, 「(少年)」は少年刑務所を, 「(社会)」は社会復帰促進センターを示し, 1字下げて表示してあるのは支所であり, 「(刑)」は刑務支所を, 「(拘)」は拘置支所を示している。 なお, 施設名として本所名のみを掲載した統計表においては, 支所分を合算して計上している。 |
| 矯正管区 | 全国に8管区設置され, 各管轄区域内の矯正施設を指導監督する法務省の地方支分部局である。 |
| 少年院・少年院等 | 少年院収容受刑者及び少年鑑別所に収容された被告人及び被疑者(検察官送致決定後勾留された者に限る。)については, 全国計を各表の最終行に掲載するとともに, 各表の総数に内数として計上している。 なお, 施設別に掲載した統計表においては, 当該表が受刑者のみを対象とする場合は施設名欄に「少年院」と表示し, 被告人等も対象とする場合は「少年院等」と表示している。 |
| 新受刑者 | 裁判が確定し, その執行を受けるため, 年間(調査年の1月1日から12月31日までの期間をいう。)新たに入所した者, 死刑の執行を受けた者及び国際受刑者移送法(平成14年法律第66号)により受入移送した者をいう。 |
| 出所受刑者 | 満期釈放, 仮釈放, 恩赦, 不定期刑の終了により出所した者及び国際受刑者移送法により送出移送した者をいう。 |
| 休養患者 | 医師の診療を受けた被収容者のうち医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けた者をいう。 |
| 少年受刑者 | 少年法(昭和23年法律第168号)の適用を受け, 同法第56条第1項及び第2項の規定により刑事施設に収容されている者及び同法第56条第3項の規定により少年院に収容されている者をいう。 |
| 再入受刑者 | 新受刑者中入所度数が2度以上の者をいう。 |
| 来日外国人 | 次に掲げる者以外の外国人をいう。 1 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に掲げる「永住者」の在留資格を有する者 2 「特別永住者」(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)により永住する者)の在留資格を有する者 3 アメリカ合衆国並びに国際連合の軍隊の構成員, 軍属及びそれらの家族 4 在留資格不明者(在留資格を有しているか否か明らかでない者) |

2 刑務所・拘置所等(表別)

| 表番号 | 用 語 | 解 説 |
|---------------|-------------|--------------------------|
| 7表ほか (注1) | 属性及び犯罪傾向の進捗 | 「3 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗一覧表」参照 |
| 58表ほか (注2) | 矯正処遇の種類 | 「4 矯正処遇の種類及び内容一覧表」参照 |
| 58表 | 処遇分類級 | 「5 受刑者の処遇分類級一覧表」参照 |

(注1) 7表(これは統計表番号「08-00-07」のことで、以下同じ記載とする。)のほかに、35表、44表、45表、58表、66表、79表、80表、81表、82表を含む。

(注2) 58表のほかに、81表を含む。

3 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗一覧表

| 符 号 | 属 性 |
|-----|---|
| D | 拘留受刑者 |
| Jt | 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年 |
| M | 精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者 |
| P | 身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者 |
| W | 女子 |
| F | 日本人と異なる処遇を必要とする外国人 |
| I | 禁錮受刑者 |
| J | 少年院への収容を必要としない少年 |
| L | 執行すべき刑期が8年以上である者 |
| Y | 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人 |
| 符 号 | 犯罪傾向の進捗 |
| A | 犯罪傾向が進んでいない者 |
| B | 犯罪傾向が進んでいる者 |

(注) 複数の属性を有する場合は、上に列記する順序で表示する。ただし、M及びPを同時に表示する場合で、主として身体上の疾患又は障害に対する医療を行うときは、P、Mの順で表示する。

4 矯正処遇の種類及び内容一覧表

| 符 号 | 作 業 |
|-----|--|
| VO | 懲役受刑者でV1と判定されない者並びに作業を行うことを許された禁錮受刑者及び拘留受刑者のうちV1と判定されない者 |
| V1 | 職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要があると認められる者 |
| 符 号 | 改 善 指 導 |
| R0 | 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導を必要とする者 |
| R1 | 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R2 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員であることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R3 | 性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等があることにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R4 | 人の生命又は心身に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者に対する謝罪や賠償等についての意識が乏しいことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| R5 | 自動車等の運転により犯罪を犯し、遵法精神や交通安全に関する意識が乏しいことに |

| | |
|------------|---|
| R6 | より改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いておらず、仕事が長続きしないことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、その事情の改善のための指導を必要とする者 |
| 符 号 | 教 科 指 導 |
| E1 | 社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、学校教育の内容に準ずる内容の指導を必要とする者 |
| E2 | 学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる者 |

(注) 複数の種類の矯正処遇を判定することができる。

5 受刑者の処遇分類級一覧表

| 符 号 | 処遇内容による処遇分類級 |
|------------------|---|
| V 級 | 職業訓練を必要とする者 |
| E 級 | 教科教育を必要とする者 |
| G 級 | 生活指導を必要とする者 |
| T 級 | 専門的治療処遇を必要とする者 |
| S 級 | 特別な養護的処遇を必要とする者 |
| R 級 | 治療的な生活訓練を必要とする者 |
| 符 号 | その他の処遇分類級 |
| O ₁ 級 | 犯罪傾向の進度が軽微で、資質上及び保護上の問題性が少なく、心的状態が安定している者 |
| O ₂ 級 | 相当の服役期間を経過し、現在の行動及び心的状態が安定しており、社会復帰のために釈放前の開放的処遇を適当とする者 |
| N 級 | 経理作業適格者と認められる者 |

(注) 処遇分類級は、上に掲げるものについて、処遇上必要があると認められる順序で一つ以上を決定し、かつ、この順序で表示する。